

国民年金法施行規則第十八条の二第一項の規定に基づき受給権者がその日までに届書等を提出すべき日として厚生労働大臣が指定する日の一部を改正する件

○厚生労働省告示第六十六号

国民年金法施行規則等の一部を改正する省令（令和六年厚生労働省令第三十号）の施行に伴い、国民年金法施行規則第十八条の二第一項の規定に基づき受給権者がその日までに届書等を提出すべき日として厚生労働大臣が指定する日（平成二十一年厚生労働省告示第五百二十号）の一部を次の表のように改正し、令和六年四月一日から適用する。

令和六年三月六日

厚生労働大臣 武見 敬三

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）第十八条の二第一項に規定する厚生労働大臣が指定する日は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 国民年金法施行規則第三十六条の五に規定する届書等 九月三十日</p>	<p>国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）第十八条の二第一項に規定する厚生労働大臣が指定する日は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 国民年金法施行規則第三十六条の五に規定する届書等及び同令第五十一条の五に規定する届書等 九月三十日</p>